

公共施設照明機器 LED 賃貸借 仕様書

1. 業務目的

本仕様書は、芽室町公共施設におけるＬＥＤ照明及び照明器具（以下、「ＬＥＤ照明器具等」という。）の賃貸借について定める。

2. 導入の目的・概要

この仕様書は、芽室町公共施設で使用している蛍光灯等の照明のＬＥＤ化を図ることで、より効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的としている。そのため、ＬＥＤ照明器具等の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できるように、賃貸者は誠意をもって確実に実施するものとする。

また、本事業により「省エネ法」・「芽室町地球温暖化防止実行計画」等、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進する。

3. 概要

（１）履行場所及び設置年度

町内３０施設 ※対象となる施設は別紙のとおり

（２）賃貸借物品

ＬＥＤ照明器具等 一式

その他、取付けに必要な資材

（３）賃貸借期間

施設ごとにＬＥＤ照明器具等設置完了から６０か月

（４）賃貸借契約期間満了時の取り扱い

無償譲渡を基本とし、現状回復は不要とする。

4. 要求要件

（１）ＬＥＤ照明器具等（物品）の調達

「６．機器（物品）仕様」に基づいて行うこと。

（２）設置工事

「７．工事（設置）仕様」に基づいて行うこと。

（３）梱包材や既存蛍光灯管等の撤去処分

「７．工事（設置）仕様」に基づいて行うこと。

（４）保証期間

保証期間は、ＬＥＤ照明器具等の設置完了の日から賃貸借期間終了までの６０か月とする。ただし、設置したＬＥＤ照明等については、完了検査を待たずに使用するものとする。

5. 入札金額

(1) 入札金額は全施設の60か月分の賃貸借料(税抜)を合計したものとする。ただし、内訳として各施設の月額単価を別表として添付するものとする。

(2) 賃貸借料にはLED照明器具等の結線替え工事費用・産業廃棄物処分費用を含めるものとする。

6. 機器(物品)仕様

(1) 共通

- ①照明メーカーは日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること。
- ②LED照明の交換方式は既設器具活用によるランプ交換とし、必要に応じて一部器具交換とする。
- ③LED照明器具等は、いずれもすべて新品を使用すること。
- ④直管ランプ、電球、照明器具等、使用するすべてのLED照明は、JIL5004「公共施設照明器具」の「ベースライト型」「ダウンライト型」「高天井型」すべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。
- ⑤光源(LED)寿命は、40,000時間以上の製品であること(高天井用照明を除く)。
- ⑥調達する照明器具は、国が定める「グリーン購入法(環境物品等の調達の推進等に関する法律)」の判断基準に適合する製品を選定すること。また、製造過程における環境負荷の低減に努めているメーカーの製品であることを原則とする。
- ⑦調達するLED照明器具等の選定においては、学校環境衛生基準(平成21年3月31日文部科学省告示第60号)を参考にすること。

(2) 直管型LEDランプ

- ①G13口金を持つランプとし、既設器具を活用すること
- ②ランプに電源を内蔵した製品であること
- ③安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するように施工し、LEDランプ取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整・工事をする事。
- ④既設安定器のバイパス(切り離し)を必要としない直管型LEDランプは不可とする。

(3) 高天井用照明

- ①光源(LED)寿命は、60,000時間以上(光束維持率85%以上)の製品とすること。
- ②電源内蔵型であること。

7. 工事(設置)仕様

(1) 着工前

- ①作業方法について、現地調査の上、施工計画（実施工程表、作業体制表等）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- ②現地調査で仕様書と異なる場合は、発注者と協議すること。
- ③停電を要する作業が発生する場合、影響範囲・停電日時を示した計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 設置工事

- ①設置作業において発生する軽微な工事、補修等については本契約の作業範囲として実施すること。
- ②作業に当たっては、必要な養生を行いながら行うこと。
- ③作業においては、安全管理について発注者と打ち合わせを行い、十分な安全対策を行い、施設運営上支障が起きないようにすること。
- ④設置における安全性の確認は、一般社団法人日本照明工業会発行「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工すること。

(3) 廃棄物処理

- ①受注者は、既設照明器具の撤去に伴い発生する廃棄物について、関係法令（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等）を遵守し、適正に処理すること。
- ②撤去した照明器具（蛍光管含む）の搬出・処分は、すべて受注者の責任と費用負担において行うこと。

(4) PCB含有安定器の確認及び対応

- ①受注者は、既設対象設備においてPCB（ポリ塩化ビフェニール）含有の疑いがある、または含有が判明した場合には、直ちに発注者へ報告し、その後の取扱いについて協議すること。
- ②PCB含有安定器と判明した場合には、関係法令に基づき、発注者が別途指示する方法にて適切に撤去・保管すること。なお、当該作業に伴う特別な処分費用や工期延長については発注者と受注者で別途協議のうえ決定するものと

8 賃貸借期間中の物品の保守等

(1) リース物品の保証

- ①保守期間中、物品が正常に点灯するよう維持管理を行うものとし、機器の不具合による物品の取り替え、修理等（交換作業費を含む）に要する費用は、受注者の負担とする。
- ②消灯その他不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り替え、修理等を行うものとし、消灯等の原因が機器の不具合によらない場合は、発注者は受注者が付保する動産総合保険の範囲内で支払いを免れるものとする。ただし、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、

別途協議するものとする。

(2) 保証体制の構築

- ① L E D照明器具等の設置後、保証対応を行う体制について、任意様式の保証体制表に担当者名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載し、町に提出するものとする。
- ② 保証期間中においては、原則として土日祝日等を除く、平日の9時から17時までの間、L E D照明器具等の補修その他の保証対応に関して問い合わせを受け付けること。ただし、土日祝日等に稼働が見込まれる施設については別途協議する。
- ③ 保証対応を行った場合には、芽室町に対してその内容を報告書（任意様式）にて速やかに報告すること。

9 提出書類

契約の履行に当たり提出する書類は、次のとおりとする。

書類内容	提出期間等
施工計画表	施工前
実施工程表	施工前
緊急連絡先名簿	施工前
完成図書(図面・写真等)	施工後
産廃マニフェスト	施工後
保証体制表	施工後
その他必要と認める書類	随時

10. その他、特記

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督員へ報告し、協議するものとする。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し施設管理担当の承諾を得る。
- (3) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者の承諾を得る。
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を施設管理担当者へ提出する。
- (5) 賃貸借期間中に、施設の統廃合、改修、解体その他の事由により施設の供用が廃止される場合において、賃貸借の残期間における機器や賃貸借料等の取扱いについては別途協議するものとする。
- (6) その他、上記によらない事項、又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者が誠実に協議するものとする。